

北秋田市告示第153号

外国人材受入れにおける北秋田市営住宅の目的外使用に関する要綱を次のように定める。

令和7年6月25日

北秋田市長 津 谷 永 光

外国人材受入れにおける北秋田市営住宅の目的外使用に関する要綱

(目的)

第1条 この告示は、市内事業所に所属する外国人材の住居確保が円滑に行われるよう、北秋田市営住宅（以下「市営住宅」という。）を弾力的に活用するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に規定する行政財産の目的外使用の方法により市営住宅を使用させること（以下「目的外使用」という。）について、北秋田市営住宅条例（平成17年北秋田市条例第193号。以下「条例」という。）及び北秋田市営住宅条例施行規則（平成17年北秋田市規則第140号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、「外国人材」とは、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に規定する、次の各号に規定する在留資格に基づく外国人をいう。

- (1) 技能実習
- (2) 特定技能
- (3) 技術・人文知識・国際業務

2 この告示において、「事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当する者
- (2) 商工会法（昭和35年法律第89号）及び商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会、商工会連合会及び商工会議所
- (3) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する中小企業等協同組合及び中小企業団体中央会
- (4) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に規定する協業組

合、商工組合及び商工組合連合会

(5) 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に規定する農業協同組合及び農業協同組合連合会

(6) 水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)に規定する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会

(7) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)に規定する一般社団法人及び一般財団法人

(8) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)に規定する公益法人

(9) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に規定する職業訓練法人及び都道府県職業能力開発協会

(10) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に規定する社会福祉協議会

(11) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)に規定する生活衛生同業組合

(12) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める業界団体等で、次の各号のいずれにも該当するもの

ア 一定の規約を有し、かつ、代表者が明らかであること。

イ 明確な会計処理を実施していること。

(対象者)

第3条 目的外使用の対象となる者は、外国人材の住居を確保することが困難な事業者(以下「事業者」という。)で、市税等の滞納がないものとする。

(対象住宅)

第4条 目的外使用の対象となる市営住宅は、東北地方整備局長の承認を受けた公営住宅地域対応活用計画(平成21年2月27日付け国住備第117号国土交通省住宅局長通知による地域対応活用計画をいう。)に掲げられた市営住宅又はこれと同等と認められる条例別表第2に規定する市営住宅とする。

(使用期間)

第5条 目的外使用の使用期間は、原則として1年以内とする。ただし、条例第7条に規定する本来の入居者の入居を阻害せず、適正かつ合理的な管理に支障がないと市長が認める場合は、当該使用期間を更新することができる。

(許可手続等)

第6条 事業者は、行政財産目的外使用許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 事業者が前条の規定による使用期間の更新を希望する場合には、行政財産目的外使用許可更新申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(許可の決定等)

第7条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の内容を審査し、市営住宅の使用の必要性を検討した上で、目的外使用の許可又は目的外使用の許可期間の更新について可否を決定するとともに、その旨を行政財産目的外使用許可決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(入居者の変更)

第8条 目的外使用許可決定を受けた事業者(以下「被許可者」という。)は、退去、入居等により入居者に変更がある場合は、速やかに行政財産目的外使用住宅入居者変更届(様式第4号)を、市長に提出しなければならない。

(使用料)

第9条 市長は、被許可者から、条例第15条の規定に基づき算出した、収入分位が第1分位に該当する額の使用料を徴収する。ただし、サンコーポラスなかない住宅については、収入分位が第6分位に該当する額の使用料を徴収する。

(使用料の減免)

第10条 市長は、特別の事情があると認めるときは、条例の規定に基づき、使用料の減免をすることができる。

(敷金)

第11条 市長は、被許可者から、第8条の規定により算定した使用料の額の3か月分に相当する額を敷金として徴収する。

(連帯保証人)

第12条 条例第12条第1項第1号に規定する連帯保証人は、不要とする。

(使用許可の取消し)

第13条 市長は、この告示により目的外使用の許可を受けた者が、条例、規則その他目的外使用の条件に違反していると認めるときは、使用許可を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により使用許可を取り消したときは、行政財産目的外使用許可

取消決定通知書（様式第 5 号）により、被許可者に通知するものとする。

（返還の届出）

第14条 被許可者は、行政財産目的外使用許可を受けた住宅を返還しようとするときは、行政財産目的外使用住宅返還届（様式第 6 号）により届け出なければならない。

（準用）

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項については、条例及び規則の定めるところによる。

附 則

この告示は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

行政財産目的外使用許可申請書

年 月 日

北秋田市長 様

申請者 所在地

事業所名

電話番号

次のとおり行政財産（市営住宅）を使用したいので、申請します。

なお、この申請書の記載内容が事実と相違するときは、申請を無効とされても異議ありません。

使用希望住宅		団地（住宅）		号
使用期間		年 月 日から		年 月 日まで
入居者の氏名	国籍	性別	生年月日	特記事項
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	

添付書類（１）申請者の税金の滞納がないことを証明できる書類（納税完納証明書等）

（２）入居者の在留カードの写し（両面）

様式第 2 号（第 6 条関係）

行政財産目的外使用許可更新申請書

年 月 日

北秋田市長 様

申請者 所在地

事業所名

電話番号

次のとおり目的外使用の期間を更新したいので、申請します。

使用住宅	団地（住宅）	号
使用許可期間	年 月 日から	年 月 日まで
更新申請期間	年 月 日から	年 月 日まで
更新の理由		

様式第 3 号（第 7 条関係）

行政財産目的外使用許可決定通知書

年 月 日

様

北秋田市長



年 月 日付けで申請のあった行政財産目的外使用許可（更新）申請について、次のとおり決定したので通知します。

使用住宅	団地（住宅） 号
使用の許可	許 可 ・ 不 許 可
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用料	
使用人数	

様式第 4 号（第 8 条関係）

行政財産目的外使用住宅入居者変更届

年 月 日

北秋田市長 様

申請者 所在地

事業所名

電話番号

行政財産目的外使用許可を受けた住宅の入居者に変更がありましたので、次のとおり
届け出ます。

退去者

氏名	国籍	性別	生年月日	異動年月日
			年 月 日	年 月 日
			年 月 日	年 月 日
			年 月 日	年 月 日
			年 月 日	年 月 日
			年 月 日	年 月 日

入居者

氏名	国籍	性別	生年月日	異動年月日
			年 月 日	年 月 日
			年 月 日	年 月 日
			年 月 日	年 月 日
			年 月 日	年 月 日
			年 月 日	年 月 日

添付書類(1)入居者の在留カードの写し（両面）

様式第 5 号（第13条関係）

行政財産目的外使用許可取消決定通知書

年 月 日

様

北秋田市長



行政財産目的外使用許可を、次のとおり取り消します。

使用住宅	団地（住宅）	号
使用許可期間	年 月 日から	年 月 日まで
取消年月日	年 月 日	
取消理由		

様式第 6 号（第14条関係）

行政財産目的外使用住宅返還届

年 月 日

北秋田市長 様

申請者 所在地

事業所名

電話番号

行政財産目的外使用住宅を返還しますので、次のとおり届け出ます。

使用住宅	団地（住宅） 号
使用許可期間	年 月 日から 年 月 日まで
返還年月日	年 月 日
返還理由	☐使用許可期間満了のため ☐外国人材の住居が確保できたため ☐その他（具体的に記入してください）